

改正

平成19年8月31日告示第183号
平成21年3月31日告示第92号
平成26年6月13日告示第250号
平成28年10月7日告示第470号
平成29年3月31日告示第181号
平成30年8月31日告示第336号
令和4年3月16日告示第123号

安曇野市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通省事務次官通知）及び災害危険住宅対策事業補助金交付要綱（平成29年3月22日付け28建住第535号長野県建設部長通知）の規定に基づき、災害危険住宅を除却、解体又は引家し、移転する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害危険住宅 次に掲げるいずれかに該当する区域に存する住宅（生活の本拠となっているものに限る。）であって、建築後に行われた法令等の改正、都市計画の変更、災害危険区域の指定等により、現行の規制に適合しなくなったものをいう。
 - ア 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第2条第1項に規定する災害危険区域
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (2) 引家 住宅を解体せずそのまま移動させて、他の場所へ移すことをいう。
- (3) 災害危険住宅移転事業 災害危険住宅除却等事業及び災害危険住宅に代わる住宅の建設事業をいう。
- (4) 災害危険住宅除却等事業 災害危険住宅を除却、解体又は引家をすることをいう。
- (5) 災害危険住宅に代わる住宅の建設事業 災害危険住宅に代わる住宅を建設又は購入すること並びに必要な土地の取得及び造成することをいう。
- (6) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、補助の対象となる住宅の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者及びその同居人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 過去にこの要綱の補助を受けている者

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は災害危険住宅移転事業とし、対象経費、補助額及び上限額は、次のとおりとする。ただし、災害危険住宅に代わる住宅の建設事業は、災害危険住宅除却等事業と合わせて実施するときに限り、補助対象事業とするものとする。

区分	対象経費	補助額	上限額
災害危険住宅除却等事業	国庫補助対象額	国・県補助額に相当する額に、次に掲げる額を加えた額 (1)対象経費の4分の1に相当する額 (2)国・県補助額の算出過程で端数として切り捨てられた額	1住宅当り、80.2万円
災害危険住宅に代わる住宅の建設事業			1住宅当り、住宅の建設又は購入にあたっては319万円、土地の取得にあたっては96万円

4 前項の規定にかかわらず、交付決定の日の属する年度の2月末までに完了できないものは、補助対象事業としないものとする。

5 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 災害危険住宅に代わる住宅の建設事業で新築する住宅は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 第2条第1号ア又はイに規定する区域外の住宅であること。

(2) 省エネ基準に適合する住宅であること。

(交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、正副2部（第4号及び第5号に掲げる書類にあっては、1部）を市長に提出しなければならない。

(1) 災害危険住宅移転事業計画がわかる書類

(2) 災害危険住宅現況写真

(3) 災害危険住宅に代わる住宅建設に係る工事設計書、建設予定地の現況写真及び住宅の平面図（災害危険住宅に代わる住宅の建設事業を実施する場合に限る。）

(4) 住民票の世帯全員の写し

(5) 同意書（様式第2号）

(6) 補助の対象となる住宅の所有者がわかる書類

(7) 災害危険住宅に代わる住宅建設にあっては、新築する住宅が省エネ基準に適合する住宅であることがわかる書類

(8) 市税の納付状況がわかる書類（様式第2号中において、市税の納付状況を関係課に照会することに同意しない場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、同項の規定により提出された申請書及び添付書類の副本（副本が提出されたものに限る。）を知事に送付するものとする。

3 市長は、知事から災害危険住宅移転事業補助金の交付決定を受けた場合において、第1項の規定により提出された書類を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、災害危険住宅移転事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(着工届)

第5条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）が補助対象事業に着工したときは、着工届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(計画の変更等)

第6条 被交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、災害危険住宅移転事業変更承認申請書(様式第5号)に第4条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付し、正副2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容又は遂行計画の変更
- (2) 経費の変更

2 市長は、前項による申請があったときは、前項の規定により提出された申請書及び添付書類の副本を知事に送付するものとする。

3 市長は、知事から災害危険住宅移転事業変更の承認を受けた場合において、第1項の規定により提出された書類を審査し、変更の可否を決定したときは、災害危険住宅移転事業変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

4 被交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに災害危険住宅移転事業遅滞報告書(様式第7号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、指示書(様式第8号)により被交付決定者に指示するものとする。

(補助対象事業の廃止)

第7条 被交付決定者が、補助対象事業を廃止しようとするときは、災害危険住宅移転事業廃止申請書(様式第9号)を正副2部市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前項の規定により提出された申請書の副本を知事に送付するものとする。

3 市長は、知事から災害危険住宅移転事業の廃止の承認を受けた場合において、第1項の規定により提出された書類を審査し、廃止の可否を決定したときは、災害危険住宅移転事業廃止承認(不承認)通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 被交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、災害危険住宅移転事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、正副2部を補助対象事業の完了若しくは廃止の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、災害危険住宅除却等事業のみを実施の場合、第4号及び第5号に掲げる書類は不要とする。

- (1) 災害危険住宅移転事業実施状況調書
- (2) 災害危険住宅除却等事業費支払内訳書及び支払済であることを証する書面の写し
- (3) 災害危険住宅除却等後の写真
- (4) 災害危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 災害危険住宅に代わる住宅の建設の検査済証の写し及び完成写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、完了検査を行い、適正に工事が行われていると認めるときは、補助額を確定し、災害危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、前条の規定により提出された書類の副本を知事に提出するものとする。

(請求)

第10条 被交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に災害危険住宅移転事業補助金支払請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、被交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

（1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日告示第183号）

この告示は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月31日告示第92号）

この告示は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月13日告示第250号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月7日告示第470号）

この告示は、平成28年10月7日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第181号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この工事の施工の際現に改正前の第4条第2項の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日告示第123号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。